

毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

号外
平成25年5月21日

主要目次

○ 千葉海区における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項等の決定
 ○ 内水面における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項等の決定 三九

告示

千葉県告示第二百九十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、千葉海区における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めた。
 平成二十五年五月二十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 免許の内容たるべき事項等
 その一

1 公示番号 共第一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごりの漁業 もがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ほかがい漁業 しおふき漁業 ほんびのすがい漁業 えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " " " " " " " "
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 市川市塩浜地先
 4 漁場の区域 次のイ、エ、オ、カ、キ、ク及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点東四号 市川市塩浜一丁目地先の市川市公共基準点N。七三

その二

1 公示番号 共第二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごりの漁業 もがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ほかがい漁業 おおのがい漁業 しおふき漁業 えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " " " " " " " "
第二種共同漁業	雑魚すだて漁業	三月一日から八月三十一日まで

3 漁場の位置 木更津市牛込地先
 4 漁場の区域 次の基点東二十六号と基点東二十六号の一の点を結んだ線、基点東二十六号の二、ア、イ及び基点東二十七号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 基点東二十六号 木更津市と袖ヶ浦市との境界付近に設置した標紙
 基点東二十六号の二 袖ヶ浦市南袖(奈良輪地区埋立地) 南西上端
 基点東二十七号 木更津市牛込と同市中島との境界付近に設置した標紙
 ア 基点東二十六号から一度五五分一、七〇〇メートルの点
 イ 基点東二十七号から三四八度一五分一、七〇〇メートルの点
 5 制限又は条件 なし
 6 関係地区 市川市
 7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

- ア 基点東四号から二五二度三八分一、五七七メートルの点
- イ 基点東四号から一八五度五分三、二八七メートルの点
- ウ 基点東四号から一七六度五八分三、一二五メートルの点
- エ 基点東四号から一六九度三三分三、〇三七メートルの点
- オ 基点東四号から二三九度五五分六七三メートルの点
- カ 基点東四号から二四八度三〇分一、〇八二メートルの点
- キ カとウを結ぶ線上でカからウの方向に一、〇五〇メートルの点
- ク アとイを結ぶ線上でアからイの方向に一、六五〇メートルの点

<p>会に協議しなければならぬ。</p> <p>6 関係地区 木更津市牛込</p> <p>7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>その三</p> <p>1 公示番号 共第三号</p> <p>2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p>	
<p>第一種共同漁業</p> <p>おごりの漁業 もがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ほかがい漁業 おおのがい漁業 しおふき漁業 えむし漁業</p>	<p>漁業の名称</p> <p>一月一日から十二月三十一日まで " " " " " " " " " "</p>
<p>第二種共同漁業</p> <p>雑魚すだて漁業</p>	<p>漁業の名称</p> <p>三月一日から十一月三十日まで</p>
<p>3 漁場の位置 木更津市中島から畔戸に至る地先</p> <p>4 漁場の区域 次の基点東二十七号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点東三十号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点東二十七号 木更津市牛込と同市中島との境界付近に設置した標柱 基点東二十八号 木更津市中島と同市瓜倉との境界付近に設置した標柱 基点東二十九号 木更津市基本基準点(二等三角点畔戸) 基点東三十号 木更津市畔戸と同市久津間との境界付近に設置した標柱 ア 基点東二十七号から三四八度一五分一、七〇〇メートルの点 イ 基点東二十八号から三三二度五五分二、二四〇メートルの点 ウ 基点東二十九号から二九七度四五分二、五三〇メートルの点 エ 基点東二十九号から二六五度五五分二、七九〇メートルの点 オ カから二四八度五五分一、一四〇メートルの点 カ 基点東三十号から二六五度三五分一、一二〇メートルの点 5 制限又は条件 すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならぬ。</p> <p>6 関係地区 木更津市中島、瓜倉、畔戸及び中野</p> <p>7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>その四</p> <p>1 公示番号 共第四号</p>	

<p>2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p> <p>おごりの漁業 もがい漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ほかがい漁業 おおのがい漁業 しおふき漁業 えむし漁業</p>	
<p>第一種共同漁業</p> <p>おごりの漁業 もがい漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ほかがい漁業 おおのがい漁業 しおふき漁業 えむし漁業</p>	<p>漁業の名称</p> <p>一月一日から十二月三十一日まで " " " " " " " "</p>
<p>第二種共同漁業</p> <p>雑魚すだて漁業</p>	<p>漁業の名称</p> <p>三月一日から八月三十一日まで</p>
<p>3 漁場の位置 木更津市久津間及び江川地先</p> <p>4 漁場の区域 次の基点東三十号、ア、イ、ウ、エ及び基点東三十二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点東三十号 木更津市畔戸と同市久津間との境界付近に設置した標柱 基点東三十二号 木更津市江川と同市中里との協定境界標柱 ア 基点東三十号から二六五度三五分一、一二〇メートルの点 イ アから二四八度五五分一、一四〇メートルの点 ウ 基点東三十二号から二五二度五五分一、八四〇メートルの点 エ 基点東三十二号から二四五度二九分三二八メートルの点 5 制限又は条件 すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならぬ。</p> <p>6 関係地区 木更津市久津間、江川及び岩根</p> <p>7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>その五</p> <p>1 公示番号 共第五号</p> <p>2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p>	

- 6 関係地区 船橋市
- 7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成二十六年八月三十一日まで
- その百九
- 1 公示番号 短共第三号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごり漁業 もがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ほかがい漁業 しおふき漁業 ほんびのすがい漁業 えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " " " " " " " "
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 船橋市地先
- 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 基点東四号から一一一度九二五メートルの点
 - イ 基点東四号から一四二度一四分四、七五二メートルの点
 - ウ 基点東四号から一三七度四五四分、八五六メートルの点
 - エ 基点東四号から一二三度三、六四二メートルの点
 - オ 基点東四号から九九度三分二、四八五メートルの点
 - カ 基点東四号から九八度八分九〇メートルの点
- 5 制限又は条件 なし
- 6 関係地区 船橋市
- 7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成二十六年八月三十一日まで
- 備考 4 漁場の区域の度数表示については、特別の定めのない限り全て真方位表示(緯度経度については全て世界測地系)とする。
- 二 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 三 申請期間 平成二十五年六月三日から七月十九日まで

千葉県告示第二百九十二号
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、内水面にお

- ける漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めた。
- 平成二十五年五月二十一日
- 千葉県知事 鈴木 栄治

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 ふな漁業 おいかわ漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業	六月一日から九月三十日まで及び十二月一日から三十一日まで " " " " " " "

- 1 公示番号 内共第一号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- その一
- 1 免許の内容たるべき事項等
- 3 漁場の位置 市原市及び夷隅郡大多喜町地先
- 4 漁場の区域 次の養老川及びその支流川
 - 養老川 夷隅郡大多喜町会所二七四番地地先の隧道下流端の線から次の基点一号と基点二号を結ぶ線まで(高滝湖を含む。)
 - 基点一号 市原市五井海岸二番地地先の石油パイプライン上流端(養老川右岸)
 - 基点二号 市原市五井南海岸五〇番地の五地先の石油パイプライン上流端(養老川左岸)
- 検川 夷隅郡大多喜町栗又地先の砂防ダム(西川第一号コンクリート谷止)下流端の線から本流との合流点まで
- 小田代川 夷隅郡大多喜町面白字片倉二七二番地地先の洞窟下流端(北緯三五度一四分一六・七秒、東経一四〇度一〇分三七・五秒の点)の線から本流との合流点まで
- 夕木川(蕪来川、筒森川) 夷隅郡大多喜町大田代一、一七一番地地先の洞窟下流端の線から本流との合流点まで
- 梅ヶ瀬川 市原市大久保字西女鹿倉九七一番地の二地先の二又川との分岐点(北緯三五度一五分六・三秒、東経一四〇度八分三六・三秒の点)から本流との合流点まで
- 沢川(正木川) 市原市国本字釜ノ谷六八四番地地先の国本橋下流端の線から本

第五種共同漁業		こい漁業 ふな漁業 おいかわ漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " "
3	漁場の位置 富津市地先		
4	漁場の区域 次の湊川及びその支流川 と基点六号を結ぶ線まで 基点五号 富津市湊地先の内房線鉄橋下流端(湊川右岸) 基点六号 富津市湊地先の内房線鉄橋下流端(湊川左岸)		
5	制限又は条件 富津市豊岡地先の戸面原ダム下流端の線から下流五〇メートルの区域、同市数馬地先の取水堰上流端の線から上流五〇メートルの区域及び同取水堰下流端の線から下流五〇メートルの区域では、定置性網漁具を使用してはならない。		
6	関係地区 富津市		
7	存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで		
1	公示番号 内共第四号		
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の名称	漁業時期
	あゆ漁業	あゆ漁業	六月一日から九月三十日まで及び十二月一日から三十一日まで

第五種共同漁業		こい漁業 ふな漁業 おいかわ漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " " " " " "
3	漁場の位置 いすみ市、勝浦市並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町地先		
4	漁場の区域 次の夷隅川、その支流川及びその旧川 夷隅川 勝浦市上植野六〇七番地地先の古新田川との分岐点から次の基点七号と基点八号を結ぶ線まで 基点七号 いすみ市岬町和泉字三軒屋地先の夷隅川河口導流堤上流端(夷隅川右岸) 基点八号 いすみ市岬町和泉字中州地先の夷隅川河口導流堤上流端(夷隅川左岸)		
5	制限又は条件 なし		
6	関係地区 いすみ市、勝浦市並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町		
7	存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで		
1	公示番号 内共第五号		
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の名称	漁業時期
	第一種共同漁業	しじみ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
---------	-----------------------	-----------------

3 漁場の位置 茂原市及び長生郡白子町地先
4 漁場の区域 次の南白亀川及びその支派川
南白亀川 茂原市清水字堰芝一、二四七番地の三地先の清水地区水門下流端の線
から次のアとイの点を結ぶ線まで
基点十三号 長生郡白子町刺金字川岸地先の九十九里道路南白亀橋下流端(南
白亀川左岸)
基点十四号 長生郡白子町古所字北川岸地先の九十九里道路南白亀橋下流端
(南白亀川右岸)

ア 基点十三号から南白亀川左岸河口導流堤沿いに下流二五〇メートルの点
イ 基点十四号から南白亀川右岸河口導流堤沿いに下流三〇〇メートルの点
赤目川 長生郡白子町北日当字釜土三九八番地の五地先の北日当可動堰下流端の
線から本流との合流点まで

5 制限又は条件 なし
6 関係地区 茂原市及び長生郡白子町
7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その六
1 公示番号 内共第六号
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 匝瑳市、香取市、香取郡多古町並びに山武郡芝山町及び横芝光町地
先
4 漁場の区域 次の栗山川及びその支派川
栗山川 香取市荒北字杉山下一、七六二番地の二地先の荒北橋下流端の線から次
のアの点と基点十八号を結ぶ線まで
ア 北緯三五度三六分四二・九秒、東経一四〇度三一分五〇・九秒の点
基点十八号 山武郡横芝光町屋形字東雲五、三五六番地の八地先の標柱
支川栗山川 香取市岩部三、四四〇番地の三地先の清水橋下流端の線から本流と
の合流点まで
川島川 香取郡多古町坂宇土佛七六四番地地先の土佛橋下流端の線から本流との
合流点まで

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
---------	---------------------------------	-----------------

1 公示番号 内共第七号
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

3 漁場の位置 柏市、我孫子市、白井市及び印西市地先
4 漁場の区域 次の手賀沼及びその支派川
手賀沼 全面
下手賀沼 全面
大堀川 柏市呼塚新田一六番地の一地先の呼塚橋下流端の線から手賀沼への流入
点まで
大津川 柏市大井地先の中之橋下流端の線から手賀沼への流入点まで
染井入落 柏市染井入新田一二五番地の二地先の染井入橋下流端の線から手賀沼
への流入点まで
手賀川(六軒川を含む) 手賀沼からの流出点から印西市大森三、九五四番地
の一地先の手賀排水機場樋門上流端の線まで
下手賀川 下手賀沼からの流出点から手賀川との合流点まで
金山落 白井市今井一番地地先の名内橋下流端の線から下手賀沼への流入点まで
亀成川 印西市亀成三〇一番地地先の亀成橋下流端の線から下手賀川との合流点
まで

5 制限又は条件 なし
6 関係地区 匝瑳市、香取市、香取郡多古町並びに山武郡芝山町及び横芝光町
7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その七
1 公示番号 内共第七号
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 柏市、我孫子市、白井市及び印西市地先
4 漁場の区域 次の手賀沼及びその支派川
手賀沼 全面
下手賀沼 全面
大堀川 柏市呼塚新田一六番地の一地先の呼塚橋下流端の線から手賀沼への流入
点まで
大津川 柏市大井地先の中之橋下流端の線から手賀沼への流入点まで
染井入落 柏市染井入新田一二五番地の二地先の染井入橋下流端の線から手賀沼
への流入点まで
手賀川(六軒川を含む) 手賀沼からの流出点から印西市大森三、九五四番地
の一地先の手賀排水機場樋門上流端の線まで
下手賀川 下手賀沼からの流出点から手賀川との合流点まで
金山落 白井市今井一番地地先の名内橋下流端の線から下手賀沼への流入点まで
亀成川 印西市亀成三〇一番地地先の亀成橋下流端の線から下手賀川との合流点
まで

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	6 関係地区 成田市、佐倉市、八千代市、印西市及び印旛郡栄町	5 制限又は条件 なし	4 漁場の位置 成田市、佐倉市、八千代市、印西市及び印旛郡栄町地先の漁場の区域 次の印旛沼及びその支派川(ただし、中央排水路を除く。)	3 西印旛沼 全面	2 北印旛沼 全面	1 公示番号 内共第八号	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
							第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業 もつこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " " " "	
7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	6 関係地区 成田市、佐倉市、八千代市、印西市及び印旛郡栄町	5 制限又は条件 なし	4 漁場の位置 成田市、佐倉市、八千代市、印西市及び印旛郡栄町地先の漁場の区域 次の印旛沼及びその支派川(ただし、中央排水路を除く。)	3 西印旛沼 全面	2 北印旛沼 全面	1 公示番号 内共第八号	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
							第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業 もつこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " " " "	

7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	6 関係地区 成田市、佐倉市、八千代市、印西市及び印旛郡栄町	5 制限又は条件 なし	4 漁場の位置 成田市、佐倉市、八千代市、印西市及び印旛郡栄町地先の漁場の区域 次の利根川本流における千葉県水面 基点二十三号、香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交差点 基点二十四号、香取市一ノ分目仲割一、七四四番地地先の水郷おとし塚樋	3 香取市地先	2 香取市	1 公示番号 内共第九号	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
							第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで " "	
7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	6 関係地区 成田市、佐倉市、八千代市、印西市及び印旛郡栄町	5 制限又は条件 なし	4 漁場の位置 成田市、佐倉市、八千代市、印西市及び印旛郡栄町地先の漁場の区域 次の利根川本流における千葉県水面 基点二十三号、香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交差点 基点二十四号、香取市一ノ分目仲割一、七四四番地地先の水郷おとし塚樋	3 香取市地先	2 香取市	1 公示番号 内共第九号	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
							第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで " "	

第五種共同漁業		こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3	漁場の位置 香取市及び香取郡東庄町地先		
4	漁場の区域 次の基点二十四号から二八度二〇分の線と香取郡東庄町地先の利根川河口堰上流端の線との間の利根川本流における千葉県水面 基点二十四号 香取市ノノ分目仲割一、七四四番地地先の水郷おとし以樋 制限又は条件 なし		
6	関係地区 銚子市富川町、森戸町、笹本町、桜井町及び宮原町、香取郡東庄町並びに香取市		
7	存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで		
その十二			
1	公示番号 内共第十二号		
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
第一種共同漁業	かき漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 えむし漁業	漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3	漁場の位置 銚子市及び香取郡東庄町地先		
4	漁場の区域 香取郡東庄町地先の利根川河口堰下流端の線と次の基点二十五号から二六九度五〇分の線との間の利根川における千葉県水面(ただし、銚子漁港第二漁船渠河堤、基点二十六号と基点二十七号を結ぶ線及び川口町から内浜町に至る導流堤を結ぶ線の南側漁港区域を除く。)		
	基点二十五号 銚子市川口町二丁目の人塚海難漁民慰霊塔 基点二十六号 銚子港第二漁船だまり河堤灯台 基点二十七号 銚子市内浜町地先の銚子漁港導流堤の白灯台 制限又は条件 なし		
6	関係地区 銚子市及び香取郡東庄町		
7	存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで		
その十三			
1	公示番号 内共第十三号		
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
漁業種類	こい漁業	漁業	一月一日から十二月三十一日まで

第五種共同漁業		ふな漁業 おいかわ漁業 うぐい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3	漁場の位置 君津市地先		
4	漁場の区域 次の小糸川及びその支派川 小糸川 次の基点二十八号と基点二十九号を結ぶ線から基点三十号と基点三十一号を結ぶ線まで 基点二十八号 君津市正木字大岩地先の三島ダム頭首工下流端の線から下流一〇メートルの点(小糸川右岸) 基点二十九号 君津市正木字大岩地先の三島ダム頭首工下流端の線から下流一〇メートルの点(小糸川左岸) 基点三十号 君津市人見地先の周西橋下流端の線から下流一七〇メートルの点(小糸川右岸) 基点三十一号 君津市人見地先の周西橋下流端の線から下流一七〇メートルの点(小糸川左岸)		
	高岩沢 君津市怒田沢地先の高岩大滝滝つぼから本流との合流点まで 梨の木沢川 君津市東栗倉字間並七〇七番地の一地先の梨の木橋下流端の線から本流との合流点まで 馬登川 君津市皿引字岩田一〇五番地の二地先の岩田橋下流端の線から本流との合流点まで		
5	江川 君津市郡宇赤磯地先の郡川との合流点から本流との合流点まで 制限又は条件 なし		
6	関係地区 君津市		
7	存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで		
その十四			
1	公示番号 内共第十四号		
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3	漁場の位置 千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町並びに稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市地先		
4	漁場の区域 次の基点第一号と点イを結ぶ線から基点第二号と点ロを結ぶ線までの利根川本流の区域(ただし、基点第三号と点ハを結ぶ線から上流の小貝川、基点		

亀川左岸)

基点十四号 長生郡白子町古所字北川岸地先の九十九里道路南白亀橋下流端(南白亀川右岸)

基点十五号 長生郡白子町剝金宇新林七二三番地の二地先の標柱(南白亀川左岸)

基点十六号 長生郡白子町古所字川間三六番地の二地先の標柱(南白亀川右岸)

制限又は条件 毎漁期におけるあおのり養殖施設の設置については、事前に千葉県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。

6 地元地区 長生郡白子町

7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日まで

備考 4 漁場の区域の度数表示については、全て真方位表示(緯度経度については全て世界測地系)とする。

5 免許予定日 平成二十五年九月一日

6 申請期間 平成二十五年六月三日から七月十九日まで

購読料 月ぎめ 一部一箇月、一〇〇円(送料を含む。)

本号 一部 四六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号
定期購読申し込み先
一部売り申し込み先

千 葉 県
〇四三(二三三)二二五二
〇四三(二三三)二六五八

千葉県報

定例
平成26年5月13日

主要目次

- 地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託
- 土地改良区定款の変更認可(四件)
- 内水面における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項等の決定
- 平成二十六年千葉県地籍調査事業計画の決定
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(二件)
- 公共測量の終了(三件)
- 建築士法に基づく建築士の処分
- 特定調達公告
- 落札者等の公告(七件)
- 正誤
- 平成二十六年三月三十一日付け県報号外第二四号中

告示

千葉県告示第三百三十四号
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の徴収事務を次のとおり委託した。
平成二十六年五月十三日

名称及び代表者の氏名	所 在 地	千葉県知事 鈴木 栄治
社会福祉法人日本保育協会 理事長 石井哲夫	東京都渋谷区神宮前五丁目五三番一号	委託期間 平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで

千葉県告示第三百三十五号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、君津郡大原台土地改良区の定款の変更を平成二十六年四月二十八日付けで認可した。
平成二十六年五月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第三百三十六号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、夷隅川土地改良区の定款の変更を平成二十六年五月一日付けで認可した。
平成二十六年五月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第三百三十七号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、いすみ市新田野郷土地改良区の定款の変更を平成二十六年五月一日付けで認可した。
平成二十六年五月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第三百三十八号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、いすみ市布施土地改良区の定款の変更を平成二十六年四月二十八日付けで認可した。
平成二十六年五月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第三百三十九号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、内水面における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項、関係地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めた。
平成二十六年五月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 1 免許の内容たるべき事項等
 - 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
 - 3 漁場の位置
 - 4 漁場の区域
- 号を結ぶ線までの間の小櫃川
- 基点三号 木更津市畔戸字角太夫八〇三番地の三地先の標柱(小櫃川右岸)
- 基点四号 木更津市畔戸二、三四五番地地先の標柱(小櫃川左岸)

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 5 制限又は条件 なし
- 6 関係地区 木更津市、袖ヶ浦市及び君津市
- 7 存続期間 平成二十六年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 二 免許予定日 平成二十六年九月一日
- 三 申請期間 平成二十六年六月二日から七月十一日まで

千葉県告示第三百四十号
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十六年度千葉県籍調査事業計画を次のとおり定めた。
 平成二十六年五月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
木更津市	木更津市請西の一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十一日まで
旭市	旭市錦木の一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十一日まで
流山市	流山市西初石の一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十一日まで
八千代市	八千代市董田町、村上、下市場及び勝田台北の各一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十一日まで
浦安市	浦安市千鳥、鉄鋼通り及び明海の全部の区域並びに美浜、高洲、富岡及び日の出の各一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十一日まで
白井市	白井市富士の全部の区域及び根の一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十一日まで
南房総市	南房総市千倉町牧田、千倉町白子、古川、沓見、西原及び石神の全部の区域並びに二部、荒川、千倉町千田、千倉町平磯、	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十一日まで

山武市	千倉町瀬戸、加茂、岩糸、小戸、珠師ヶ谷及び丸本郷の各一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十一日まで
印旛郡栄町	山武市椎崎の一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十一日まで
香取郡東庄町	印旛郡栄町和田、安食、布鎌酒直、生板鍋子新田及び南の各一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十一日まで
山武郡芝山町	香取郡東庄町笹川い及び竜神台の各一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十一日まで
長生郡陸沢町	山武郡芝山町小池、大台、新井田、香山新田、菱田及び大里の各一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十一日まで
長生郡長生村	長生郡陸沢町大上の一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十一日まで
長生郡白子町	長生郡長生村中之郷、曾根、一松飛地及び北高根飛地の全部の区域並びに本郷、宮成及び岩沼飛地の各一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十一日まで
長生郡長柄町	長生郡白子町関、南日当、北日当、福島、鷲、北高根及び中里の各一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十一日まで
夷隅郡大多喜町	長生郡長柄町皿木、中野台及び上野の全部の区域並びに長柄山、山之郷及び六地蔵の各一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十一日まで
	長生郡長南町長南の一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十一日まで
	夷隅郡大多喜町小沢又の一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十一日まで

千葉県報

定例
平成30年5月11日

目次

地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託	一一
救急病院の認定	一一
千葉海区における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項等の決定	一七
内水面における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項等の決定	一七
道路区域の変更(二件)	一八
道路の供用開始(二件)	一九
急傾斜地崩壊危険区域の指定	一九
公安委員会告示	一九
千葉県風俗環境浄化協会の事務所の所在地の変更	一九
公告	二〇
平成三十年度危険物取扱者保安講習の実施	二二
クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	二三
土地改良区役員等の退任及び就任(六件)	二五
公共測量の終了(七件)	二六
都市計画道路に関する千葉県都市計画公聴会の中止	二六
特定調達公告	二七
入札公告	二七
落札者等の公告(五件)	二七

告示

千葉県告示第二百十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターに係る使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成三十年五月十一日

名称及び代表者の氏名	千葉県知事 鈴木 栄治
所在地	千葉市中央区千葉港四番
委託期間	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
障害者福祉協会 理事長	三三

本官敏様

で

千葉県告示第二百十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院を救急病院と認定した。

平成三十年五月十一日

名称	公益社団法人地域医療振興協会 東京ベイ・浦安市川医療センター
所在地	浦安市当代島三丁目四番三二
認定の有効期限	平成三十三年五月十日

千葉県告示第二百十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、千葉海区における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めた。

平成三十年五月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 1 公示番号 区第一号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
その一
第一種区画漁業 のり養殖業 のり養殖業 八月二十日から翌年四月三十日まで
- 3 漁場の位置 市川市塩浜地先
- 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア 北緯三五度三八分二四・七三四秒、東経一三九度五六分三九・二三九五秒の点
イ 北緯三五度三八分二九・七〇四七秒、東経一三九度五六分五七・四〇二一秒の点
ウ 北緯三五度三九分二六・八三〇一秒、東経一三九度五六分二七・三九〇九秒の点
エ 北緯三五度三九分六・五九七五秒、東経一三九度五六分一七・一〇一四秒の点
- 5 制限又は条件 毎漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業		八月二十日から翌年四月三十日まで

3 漁場の位置 浦安市日の出及び明海地先
 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度三七分五〇・三二六八秒、東経一三九度五六分五七・〇〇一三秒の点

イ 北緯三五度三七分三九・一二六八秒、東経一三九度五六分〇・〇〇四〇秒の点

ウ 北緯三五度三七分四八・二二〇三秒、東経一三九度五五分四八・六五九四秒の点

エ 北緯三五度三八分一七・八三七三秒、東経一三九度五六分四二・七九九八秒の点

5 制限又は条件 なし

6 地元地区 市川市

7 存続期間 平成三十年八月二十日から平成三十一年四月三十日まで
 その五十六

1 公示番号 区第三十四号
 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	漁業の名称	漁業時期
		漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 木更津市吾妻地先

4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度二三分一七・四一一四秒、東経一三九度五四分四三・五八三八秒の点

イ 北緯三五度二三分一七・五一九〇秒、東経一三九度五四分三七・九七三一秒の点

ウ 北緯三五度二三分一三・〇五〇六秒、東経一三九度五四分三七・八四五三秒の点

エ 北緯三五度二三分一二・九四三〇秒、東経一三九度五四分四三・四五五九秒の点

5 制限又は条件 港湾管理者が公益上必要と認める事業の施行に対しては、これを妨げてはならない。

6 地元地区 木更津市吾妻、新宿、中央、富士見、新田、木更津、東中央、大和、

文京、幸町、桜町及び貝瀬

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
 備考 4 漁場の区域に示す緯度経度は、全て世界測地系表示とする。

二 免許予定日 その一からその四十六まで及びその五十六にあつては平成三十年九月一日、その四十七からその五十五までにあつては同年八月二十日
 三 申請期間 平成三十年六月四日から七月十三日まで

千葉県告示第二百二十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、内水面における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項、地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めた。
 平成三十年五月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 免許の内容たるべき事項等

その一

1 公示番号 内区第一号
 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業	あおのり養殖業	漁業の名称	漁業時期
		漁業	九月一日から翌年四月三十日まで

3 漁場の位置 いすみ市岬町和泉及び岬町江場土地先

4 漁場の区域 いすみ市日在字上人塚地先の水門下流端の線から同市岬町和泉字三軒屋二ノ瀬地先の若瀬橋上流端の線までの三軒屋川

5 制限又は条件 毎漁期におけるあおのり養殖施設の設置については、事前に千葉県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。

6 地元地区 いすみ市
 7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その二
 1 公示番号 内区第二号
 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業	あおのり養殖業	漁業の名称	漁業時期
		漁業	九月一日から翌年四月三十日まで

3 漁場の位置 いすみ市岬町和泉及び岬町江場土地先

4 漁場の区域 いすみ市岬町和泉字棚場三、三四六番地の六一地先の棚場水門下流端の線から次の基点八号と基点十一号を結ぶ線までの旧夷隅川残存水面
 基点八号 いすみ市岬町和泉字中州地先の夷隅川河口導流堤上流端(夷隅川左

